

厚生常任委員会

(補正)

資料

令和3年3月4日(木)

福祉保健部



# 目 次

## 【 予算議案 】

- I 議案第61号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第14号） …… 1
- II 議案第88号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算（第15号）
- III 議案第64号 令和2年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算（第1号）
- IV 議案第65号 令和2年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算（第1号）

## 【 報告事項 】

- I 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて …… (議案書で説明)
- II 損害賠償額を定めたことについて …… (報告書で説明)

## 【 その他報告事項 】

- I 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について …… 4

## 【予算議案】

I 議案第61号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第14号)

II 議案第88号 令和2年度宮崎県一般会計補正予算(第15号)

III 議案第64号 令和2年度宮崎県国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

IV 議案第65号 令和2年度宮崎県母子父子寡婦福祉資金特別会計補正予算(第1号)

### ○歳出予算集計表(課別)

(単位:千円)

会計名	課名	令和2年度			
		現計予算額	2月補正額	2月追加補正額	補正後の額
一 般 会 計	福祉保健課	34,201,764	322,336	1,940,000	36,464,100
	指導監査・援護課	175,607	△ 16,633		158,974
	医療薬務課	13,172,264	△ 603,703		12,568,561
	国民健康保険課	29,543,168	△ 2,005,659		27,537,509
	長寿介護課	22,444,444	△ 752,061		21,692,383
	障がい福祉課	17,571,185	△ 1,191,214		16,379,971
	衛生管理課	1,641,547	△ 74,900		1,566,647
	健康増進課	15,421,033	4,149,963		19,570,996
	こども政策課	19,228,122	△ 733,179		18,494,943
	こども家庭課	6,227,651	4,233		6,231,884
	小計	159,626,785	△ 900,817	1,940,000	160,665,968
特 別 会 計	国民健康保険課 (国民健康保険特別会計)	117,625,117	4,213,524		121,838,641
	こども家庭課 (母子父子寡婦福祉資金特別会計)	315,647	△ 1,192		314,455
	小計	117,940,764	4,212,332	0	122,153,096
福祉保健部 合計		277,567,549	3,311,515	1,940,000	282,819,064

# 新型コロナウイルス感染症対策に関する予算

福祉保健部

		I. 感染拡大防止策と医療体制の整備	II. 雇用維持・人材育成と事業継続のための支援(セーフティネット)	III. みやぎの成長へつなげる取組
令和2年度	3月補正		生活福祉資金拡充 等 3月補正 3億3,769万8千円	
	4月補正	帰国者・接触者相談センター運営 PCR検査体制強化 病床・宿泊施設確保 マスク供給 等	生活福祉資金拡充 介護サービス継続支援 介護ロボット導入 等 4月補正 38億5,662万1千円	
令和2年度	5月専決	「新しい生活様式」普及・定着 等 5月専決 2,312万6千円		
	6月補正	新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金 院内感染防止対策 PCR検査体制強化 等	生活困窮者自立相談支援体制強化 ひとり親世帯臨時特別給付金 6月補正追加 123億316万9千円	
	7月補正	介護・障害福祉サービス事業所等感染症対策支援 こども療育センター整備 病床確保のための支援 医療従事者へ支払う特別手当支援 等	生活福祉資金拡充 妊産婦寄り添い支援 等 7月補正 85億1,065万3千円	看護学生等の教育体制支援 宮崎県立看護大学感染症対策強化支援 等
	7・8月専決	休業要請等に伴う協力金等の支援 7・8月専決 10億9,302万9千円		
	9月補正	衛生環境研究所等の感染症対策整備 救急医療機関等感染防止対策増額 青少年自然の家感染症対策整備 PCR検査体制強化 新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金 等 9月補正 26億2,570万7千円		
	11月補正	衛生環境研究所等の感染症対策整備 保険薬局従事者慰労金 PCR検査機器の購入支援 病床確保のための支援 等	生活福祉資金拡充 遠隔手話サービス支援 11月補正 72億3,073万1千円	
	12月専決補正	営業時間短縮要請に伴う協力金等の支援 1月専決 67億7,316万9千円 1月補正 34億2,768万9千円	生活福祉資金拡充 ひとり親世帯臨時特別給付金 12月専決 6億8,485万円	
	2月補正	・ 介護サービス事業所等感染症対策支援事業 (525,818千円) ・ 障害福祉サービス事業所等感染症対策支援事業 (23,388千円) ・ 地域生活支援事業 (1,497千円) 等 ・ 新型コロナウイルス緊急対策事業 病床確保 (4,410,602千円) 等	・ 生活福祉資金拡充 (700,000千円) (1,940,000千円) 2月補正 80億7,129万円	・ 宮崎県立看護大学感染症対策強化支援 (568,426千円)

# 不妊治療費等助成事業

健康増進課

## 1 目的・背景

子どもを希望する夫婦が安心して子どもを生み、健やかに育てる環境づくりを推進するため、不妊症等に悩む夫婦にとって大きな経済的負担となっている治療費への支援を行う。

## 2 事業概要

### (1) 特定不妊治療費助成等

#### ① 特定不妊治療費助成事業

- 体外受精などの特定不妊治療に対する助成

#### ② 男性不妊治療費助成事業

- 特定不妊治療の一環として行った男性不妊治療に対する助成

#### 【①及び②の拡充内容】

要件	現行	今回の拡充内容
所得制限	730万円未満	撤廃
助成額	1回 15万円 (初回のみ30万円)	1回 <b>30万円</b>
助成回数	生涯で 通算6回まで (40歳以上43歳未満は3回)	<b>1子ごと</b> 6回まで (40歳以上43歳未満は3回)
対象年齢	妻の年齢が43歳未満	変更せず

#### ③ 男性不妊治療費助成事業(凍結精子融解)

- 男性不妊治療のうち、過去に凍結した精子の融解に対する助成

### (2) 不育症治療費助成

- 妊娠をしても流産や死産を繰り返す不育症の治療費に対する助成

### (3) 特定不妊治療費助成事業費補助金

- 特定不妊治療費への助成を実施する宮崎市に対する事業費の補助

### (4) 市町村一般不妊治療費助成事業費補助金

- 一般不妊治療費への助成を行う市町村に対する事業費の一部補助

## 3 事業費

(千円)

補正前 の額	補正額 (要求額)	財源内訳			補正後 の額
		国庫支出金	その他	一般財源	
96,755	34,714	0	20,583	14,131	131,469

※その他：安心こども基金

## 4 事業効果

不妊症等の治療費を支援することで、子どもを生み育てることができる環境づくりを一層推進し、もって、少子化の改善に資する。

## 【その他報告事項】

### I 新型コロナウイルス感染症に関する本県の対応状況等について

国及び本県の主な対応状況

月日	国の対応等	県内の感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
R2年1月	国が新型コロナウイルス感染症対策本部を設		
30			
31	WHOが「緊急事態宣言」		
2月			・新型コロナウイルス感染症対策本部会議（第1回）の開催
3			
5			・帰国者・接触者相談センターと同外来の設置
13	国が緊急対応策を公表		
21			・帰国者・接触者相談センターの24時間体制を構築
25	国が新型コロナウイルス感染症対策の基本方針を公表		
28	内閣総理大臣が小中高各学校等における全国一斉臨時休業を要請		・県立学校に対して「3月2日より当面、臨時休業とする」通知を发出 ・県内の小中高各学校等における一斉臨時休業（3/2～）を通知
3月			・本部会議（第2回）の開催 （県の主催するイベント等・公の施設に関する対応方針等を決定）
3			
4		1例目	・本部会議（第3回）の開催 （1例目の発生に伴う対応方針等を決定）
10	国が緊急対応策（第2弾）を公表		
13	国が新型インフルエンザ等対策特別措置法を改正		・本部会議（第4回）の開催 （国の緊急対応策（第2弾）を踏まえた県の今後の対応等について協議） ・知事メッセージ发出 （手洗い、咳エチケット、3密を避けるよう要請、「みんなで宮崎を元気にする行動プラン」）
16			・県立学校に対して「県立学校の春休み期間中の対応を、当面、臨時休業期間中と同様の対応とする」通知を发出
17		2～3例目	
19	国の専門家会議が「状況分析・提言」を公表		
23			・本部会議（第5回）の開催 （県の主催するイベント等・公の施設に関する対応方針（改訂案）の決定等） ・県衛生環境研究所の1日のPCR検査可能数が72件（従来は24件）に増加

月日	国の対応等	県内の感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
24	文部科学省から小中高 等学校等における教育 活動再開等に係る通知		
26	国が新型インフルエン ザ等対策特別措置法に 基づく新型コロナウイルス 感染症対策本部を 設置		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議（第6回）の開催</li> <li>・1日のPCR検査可能数が96件に増加 (県72件+宮崎市24件)</li> <li>・「全ての県立学校の教育活動を4月1日から再開す る」通知を发出</li> </ul>
27			<ul style="list-style-type: none"> <li>・補正予算専決処分(生活福祉資金貸付金等)</li> </ul>
28	国が基本的対処方針を 公表		
<b>4月</b>	国の専門家会議が「状 況分析・提言」を公表		<ul style="list-style-type: none"> <li>・就職や進学等で感染拡大地域に転出される方を対象 に、感染防止対</li> </ul>
1			
2			<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事メッセージ发出 (4月を「感染拡大防止強化月間」と位置づけ、東京や 大阪など感染拡大地域への往来自粛等を要 請)</li> </ul>
3		4～7例目	
4		8例目	
5		9～10例目	
6		11例目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置</li> <li>・「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の 対応について(宮崎市内の感染拡大の状況を踏まえ た)」通知を发出</li> </ul>
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が特措法に基づく 「緊急事態宣言」を7都 府県に発令</li> <li>・国が「新型コロナウ イルス感染症緊急経済 対策」を決定</li> </ul>	12例目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事メッセージ发出 (緊急事態宣言対象地域への往来自粛、対象地域滞在者 に外出自粛、毎日の体温測定等を要請)</li> </ul>
8		13～16例目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議(第7回)の開催 (宮崎市内での入院病床の追加25床と軽症者の宿泊療 養施設を確保)</li> <li>・JR駅等に緊急のお願いポスター掲載 (対象地域への往来自粛等)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策調整本部事務局を設置</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国が基本的対処方針 を変更(宣言対象外の 道府県に対し、繁華街 の接客を伴う飲食店等 への外出自粛を要請)</li> </ul>	17例目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事メッセージ发出 (繁華街の接客を伴う飲食店等への外出自粛を要請)</li> </ul>



月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
16	国が特措法に基づく「緊急事態宣言」における対象拡大を発表		
17			<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議（第8回）の開催</li> <li>・知事メッセージ発出 （緊急事態宣言を受けた県外との往来や外出の自粛、県立学校の臨時休業、みんなで宮崎を元気にする行動プラン改定等）</li> <li>・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について」通知を発出</li> </ul>
21			<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事メッセージや相談センターの連絡先を記載したちらしについて、交通事業者に対して空港等での到着者全員への配布を依頼</li> </ul>
24			<ul style="list-style-type: none"> <li>・パチンコ店などの遊技施設や、スナック、バーなどの遊興施設に対して4/25から5/6までの休業を要請</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策協議会（第2回）の開催</li> </ul>
27			<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議（第9回）の開催 （医療提供体制の確保、休業要請）</li> <li>・知事メッセージ発出 （休業要請、地域経済対策等）</li> </ul>
29			<ul style="list-style-type: none"> <li>・空港でサーモグラフィーによる検温開始</li> </ul>
30			<ul style="list-style-type: none"> <li>・4月臨時議会にて補正予算議決 （PCR検査体制の強化、感染者の受け入れ病床確保、軽症者宿泊施設確保、医療資機材の整備等）</li> <li>・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について（5月7日（木）以降の対応について）」通知を発出（5月10日まで臨時休業を延長する旨等を通知）</li> </ul>
5月 4	国が特措法に基づく「緊急事態宣言」を5/31まで延長を決定		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議（第10回）の開催 （休業要請を5/10まで延長することを決定）</li> </ul>
11			<ul style="list-style-type: none"> <li>・休業要請対象施設において、強い警戒態勢の下での対応を開始</li> </ul>
14	国が特措法に基づく「緊急事態措置」の対象地域から39県を解除		<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議（第11回）の開催 （緊急事態宣言解除を受けた対応について決定）</li> <li>・知事メッセージ発出（緊急事態宣言解除の考え方、新しい生活様式、経済対策等）</li> <li>・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について」通知を発出（学校再開に向けた段階的な取組を進める旨等を通知）</li> <li>・宮崎市保健所の1日のPCR検査可能数が48件（従来は24件）となり、全体で120件に増加</li> </ul>

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
15			・補正予算専決処分(「新しい生活様式」普及・定着事業等)
21	国が特措法に基づく「緊急事態措置」の対象地域から関西地方2府1県を解除		・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について(学校再開の対応について)」通知を发出(5月25日から教育活動を再開する旨等を通知)
25	国が特措法に基づく「緊急事態措置」の対象地域から5都道県を解除し、全都道府県での宣言解除を決定		・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について(今後の運動・文化部活動について)」通知を发出
26			・本部会議(第12回)の開催 (全都道府県での緊急事態宣言解除を受けた対応について決定) ・県衛生環境研究所の1日のPCR検査可能数が120件(従来は72件)となり、全体で168件に増加
27			・知事メッセージ发出(緊急事態宣言の全面解除の考え方、新しい生活様式、経済対策等)
<b>6月</b>			
1			・都城健康サービスセンターで保険診療により14件のPCR検査が可能になり、全体で182件に増加
3			・知事メッセージ发出 (経済対応方針、6月補正予算案)
5			・新型コロナウイルス感染症対策協議会(第3回)の開催 (入院医療体制、これまでの対応の評価及び課題・今後の論点、新型コロナへの警戒の仕組みに関する取組) ・空港でセルフ検温計の運用開始
15			・「宮崎県高等学校 特別スポーツ大会2020」開催を発表(各種スポーツ大会の代替大会)
17			・知事メッセージ发出 (イベント開催・外出自粛緩和について)
24			・6月議会にて補正予算議決(新型コロナウイルス感染症対応従事者等慰労金、院内感染防止対策等)
<b>7月</b>			
3	国が新型コロナウイルス感染症対策分科会を設置		・本部会議(第13回)の開催 (警報レベルの新設について)
5		18例目	・85日ぶりに感染者を確認 ・警報レベルを1に引き上げ ・鹿児島県、東京都等を感染流行地域として表示
10			・新型コロナウイルス感染症対策協議会(第4回)の開催 (新型コロナ対策協議会の委員の変更、今後を見据えた新型コロナの医療提供体制整備等)

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
12		19～20例目	
14			・本部会議（第14回）の開催 （今後を見据えた新型コロナウイルス感染症の医療提供体制整備について）
16			・関西2府4県を感染注意地域として表示
22		21～23例目	・7月臨時議会にて補正予算議決（介護・障がい福祉サービス事業所等感染対策支援、医療従事者への特別手当支援等）
23～24		24～36例目	
25		37～62例目	・本部会議(第15回)の開催 （高鍋町におけるクラスター認定（県内1例目）、警報レベルを2に引き上げ） ・愛知県、岐阜県、三重県を感染流行地域として表示 ・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について（7月25日時点）」通知を发出(西都・児湯圏域の県立学校における対応を通知)
26		63～67例目	・新型コロナウイルス感染症対策協議会（第5回）の開催 ・本部会議(第16回)の開催 （警戒レベルを3に引き上げ（感染拡大緊急警報の発令、県の対策パッケージ決定））
27		68～85例目	・西都市・児湯郡圏域の接待を伴う飲食店 に対して休業、その他の飲食店に対して時間短縮営業を要請（7/28～8/16）
28		86～104例目	・感染拡大緊急警報発令中のチラシを空港等で到着者全員に配布開始
29		105～121例目	・補正予算専決処分（休業要請等に伴う協力金等の支援）
30		122～141例目	・本部会議（第17回）の開催 （県内全域の休業要請等、「新型コロナウイルス対策特命チーム」の設置） ・接待を伴う飲食店 に対して休業、その他の飲食店に対して時間短縮営業を要請（8/1～8/16） ・県境をまたぐ不要不急の往来自粛を要請（～8/31）
31		142～157例目	

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
8月			
1		158～176例目	・知事メッセージ発出 (知事部局職員の新型コロナ感染について) ・延岡市におけるクラスター認定(県内2例目)
2		177～195例目	・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について(8月2日時点)」通知を発出(延岡市・西臼杵郡圏域の県立学校における対応を通知)
3		196～207例目	・知事メッセージ発出 (感染状況・休業要請等今後の対応について) ・県庁HPに掲載した人権への配慮を呼びかける記事に、差別防止を呼びかける啓発チラシを追加掲載し、関係者に活用を依頼
4		208～214例目	・補正予算専決処分(休業要請等に伴う協力金等の支援)
5～6		215～235例目	
7	国が今後の感染状況の変化に対応した対策の実施に関する指標及び目安について事務連絡を発出(6つの指標)	236～248例目	
8～9		249～261例目	
10		262～263例目	・知事メッセージ発出 (夏休み・お盆の帰省について)
11～16		264～294例目	
17		295～299例目	・8/1～8/16までの休業要請等の解除 ・県・市町村と飲食業関係団体とのガイドライン遵守に関する共同宣言署名式を開催
18		300～318例目	・宮崎市においてクラスター認定(県内3例目)
19～24		319～351例目	
25			・新型コロナ対策に係る市町村担当課長会議 (感染者情報の取扱い、市町村との連携強化)
26～30		352～358例目	
31		359例目	・感染症対策本部会議(第18回)及び感染症緊急経済対策本部会議(第4回)合同会議 (感染拡大緊急警報の解除、警報レベルを2に引き下げ、県境をまたぐ不要不急の往来自粛の解除、これまでの経済対策の進捗状況及び今後の取組) ・以降毎週金曜日に感染流行地域及び感染注意地域を日本地図によりホームページで更新 ・知事と市町村長との意見交換会(WEB会議) (感染拡大緊急警報、経済対策、市町村との情報共有)

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
<b>9月</b>			
1			・県内一斉ガイドライン点検の日
4		360例目	
11	国が11月末までの催物の開催制限等について事務連絡を发出（開催制限緩和）	361例目	
12		362～363例目	
13		364例目	・知事メッセージ发出 (警報レベルを1に引き下げ)
14		365例目	
25			・9月議会にて補正予算議決（衛生環境研究所感染症対策整備、青少年自然の家感染症対策事業等）
29			・知事メッセージ发出 (警報レベルの移行等について)
<b>10月</b>			
1			・県内一斉ガイドライン点検の日
9			・新型コロナウイルス感染症対策協議会(第6回)の開催 (事実上の第2波まとめ、季節性インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制整備)
13		366例目	
14			・本部会議(第19回)の開催 (新型コロナへの対応～事実上の第2波への対応まとめ～、季節性インフルエンザ流行期に備えた発熱患者の外来診療・検査体制整備等について) ・警報レベルを1に引き上げ
20			・県、宮崎市及び宮崎市郡医師会の三者による「新型コロナウイルス感染症対策に係る協力協定」を締結（宮崎市郡医師会病院旧施設の活用、宿泊療養施設への支援について協定） ・感染症対策室に「新型コロナウイルス感染症対策担当」を設置
22			・新型コロナ対策に係る市町村担当課長会議 (クラスター事例報告、市町村との情報共有具体例)
23		367例目	
28			・新型コロナウイルス感染症対策協議会(第7回)の開催 (季節性インフルエンザ流行期に備えた検査体制、入院勧告措置、第3次基本的対処方針案)

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
11月			
1			・県内一斉ガイドライン点検の日
2～3		368～371例目	
4			・知事定例会見において注意喚起 (全国の感染状況を踏まえ)
5		372例目	
8		373例目	
12	国が2月末までの催物の開催制限等について事務連絡を発出(開催制限緩和維持)		
15～16		374～375例目	
17		376～385例目	・知事定例会見において注意喚起(第3波の入口)
18		386～388例目	・警報レベルを2に引き上げ
19		389～398例目	・宮崎市においてクラスター認定(県内4例目)
20		399～413例目	・新型コロナウイルス対策に係る市町村担当課長会議(WEB)(現在の感染状況、介護サービス事業所等における新型コロナ対策の再徹底、ガイドライン遵守)
21		414～427例目	・本部会議(第20回)の開催 (感染状況のわかりやすい発信(毎週1回感染状況を評価)、会食時の注意喚起(みやざきモデルの徹底)、ガイドライン遵守促進(コミュニケーション会議)、重症化リスクの高い高齢者施設等への対策の再徹底) ・宮崎市においてクラスター認定(県内5,6例目)
22～23		428～438例目	
24		439～448例目	・社交飲食業、飲食業、すし商、宮崎市とのコミュニケーション会議
25		449～457例目	
26		458～476例目	・県・市町村による感染防止対策会議
27		477～483例目	
28		484～490例目	
29		491～502例目	
30		503～512例目	・宮崎市においてクラスター認定(県内7例目) ・新型コロナウイルス感染症対策協議会(第8回)の開催(感染状況、県の対応方針について)

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
12月 1		513～520例目	・県内一斉ガイドライン点検の日
2		521～526例目	・本部会議(第21回)の開催 (第3波に対応するための基本的考え方、感染が急増している都道府県との不要不急の往来自粛、感染警戒区域におけるイベントでの会食等の一定の制限) ・宮崎市を感染警戒区域に指定(行動要請12/7～)
3		527～533例目	・宮崎市においてクラスター認定(県内8例目)
4		534～544例目	
5		545～556例目	
6		557～565例目	
7		566～568例目	
8		569～573例目	・知事メッセージ発出 (患者の方が亡くなられたことについて、 感染拡大防止強化月間(12月))
9		574～578例目	・令和2年11月議会にて補正予算議決 (保険薬局従事者慰労金交付事業等)
10		579～583例目	
11		584～590例目	
12		591～605例目	
13		606～611例目	・宮崎市においてクラスター認定(県内9例目)
14		612～615例目	
15		616～621例目	
16		622～631例目	・みやざきモデル街頭啓発(チラシの配布) ・補正予算専決処分(生活福祉資金の拡充、ひとり親世帯臨時特別給付金)
17		632～646例目	
18		647～657例目	・宮崎市においてクラスター認定(県内10例目)
19		658～665例目	
20		666～668例目	・知事メッセージ発出 (年末年始に向けた感染防止対策について)
21		669,670例目	
22		671～676例目	・本部会議(第22回)の開催 (感染警戒区域について、高齢者等への感染を防ぐための新たな要請等の追加)
23		677～685例目	
24		686～694例目	
25		695～706例目	・宮崎市においてクラスター認定(県内11例目)
26		707～709例目	
27		710～714例目	
28		715～727例目	
29		728～738例目	
30		739～757例目	
31		758～782例目	・都城市を感染警戒区域に指定(行動要請1/4～)



月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
R3年1月			
1		783～813例目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都城市におけるクラスター認定（県内12例目）</li> <li>・延岡市におけるクラスター認定（県内13例目）</li> </ul>
2		814～843例目	
3		844～875, 913例目	
4		876～912例目	
5		914～993例目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本部会議(第23回)の開催 (警報レベルの移行等(3に引き上げ)について、 都城市及び三股町の酒類を提供する飲食店等 に対して営業時間短縮要請(1/9～1/22))</li> <li>・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について」通知を发出 (全圏域の県立学校において1月11日までの臨時休校、部活動の休止等の旨通知)</li> <li>・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について(都城・北諸県圏域の対応等)」通知を发出(都城・北諸県圏域の県立学校において1月17日までの臨時休校、部活動の休止等の旨通知)</li> </ul>
6		994～1098例目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・宮崎市の酒類を提供する飲食店等に対して 営業時間短縮要請(1/9～1/22)</li> </ul>
7	<p>国が特措法に基づく「緊急事態宣言」を1都3県(東京・埼玉・千葉・神奈川)に発令。 期間は1月8日～2月7日</p>	1099～1170例目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・知事と市町村長との意見交換会(WEB会議)</li> <li>・新型コロナウイルス感染症対策協議会(第9回)の開催(新型コロナウイルス感染症に係る現在の感染状況について、宮崎県独自の「緊急事態宣言」の発令について)</li> <li>・本部会議(第24回)の開催 (宮崎県独自の「緊急事態宣言」の発令について、 全圏域における酒類を提供する飲食店等に対して 営業時間短縮要請(1/9～1/22))</li> <li>・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について」通知を发出 (全圏域の県立学校において1月17日までの臨時休校、部活動の休止等)</li> </ul>
8		1171～1246例目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・飲食店等への営業時間短縮要請等の内容を変更 酒類を提供する飲食店等(1/9～1/22)にそれ以外の飲食店等(1/11～1/22)を追加。</li> <li>・緊急事態宣言共同メッセージを公表 (市町村、医師会等との「県民の命と暮らし、医療を守るための共同メッセージ」)</li> <li>・都城市におけるクラスター認定(県内14例目)</li> <li>・補正予算専決処分(営業時間短縮要請に伴う協力金の支援等)</li> </ul>



月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
9		1247～1295例目	・都城市におけるクラスター認定（県内15例目）
10		1296～1324例目	
11		1325～1337例目	
12		1338～1378例目	
13	国が特措法に基づく「緊急事態宣言」の対象区域に2府5県（大阪・京都・栃木・岐阜・愛知・兵庫・福岡）を追加。 期間は1月14日～2月7日	1379～1426例目	
14		1427～1472例目	・宮崎市においてクラスター認定（県内16例目） ・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について」通知を発出（全圏域の県立学校において1月18日からの教育活動の再開、部活動については、1月22日まで休止等の旨通知）
15		1473～1500例目	・新型コロナワクチン接種に係るプロジェクトチームを設置
16		1501～1538例目	
17		1539～1567例目	
18		1568～1596例目	・宮崎市においてクラスター認定（県内17例目）
19		1597～1647例目	・門川町におけるクラスター認定（県内18例目）
20		1648～1675例目	・知事と市町村長との意見交換会（WEB会議） ・本部会議(第25回)の開催（宮崎県独自の「緊急事態宣言」の継続について（1/23～2/7）） ・県立学校に対して「県立学校における新型コロナウイルス感染症対策の対応について」通知を発出（全圏域の県立学校において1月23日より部活動を再開する旨通知）
21		1676～1693例目	
22		1694～1715例目	
23		1716～1727例目	
24		1728～1731例目	
25		1732～1756例目	
26		1757～1773例目	・宮崎市においてクラスター認定（県内19例目） ・延岡市におけるクラスター認定（県内20例目）
27		1774～1790例目	・宮崎市においてクラスター認定（県内21例目）
28		1791～1804例目	・えびの市におけるクラスター認定（県内22例目）
29		1805～1809例目	
30		1810～1820例目	・宮崎市においてクラスター認定（県内23例目）
31		1821～1832例目	

月日	国の対応等	県内の 感染状況	県の主な対応
			本部会議・感染対策等
R3年2月 1		1833～1849例目	・県内一斉ガイドライン点検の日
2	国が特措法に基づく「緊急事態宣言」を10都府県を対象として3月7日まで延長を決定	1850～1862例目	
3		1863～1869例目	・高鍋町におけるクラスター認定（県内24例目）
4		1870～1875例目	・新型コロナウイルス感染症対策協議会(第10回)の開催（新型コロナウイルス感染症に係る感染の状況について、ワクチンについて、県の対応について）
5		1876～1877例目	・本部会議(第26回)の開催(宮崎県独自の「緊急事態宣言」の解除について、ワクチンについて) ・知事メッセージ発出(「感染拡大緊急警報」への移行について)
6		1878～1879例目	
7			
8～10		1880～1907例目	
11			
12		1908～1920例目	
13	改正特措法施行、改正感染症法施行	1921～1928例目	・宮崎市においてクラスター認定（県内25例目）
14	ファイザー社の新型コロナワクチン承認	1929～1931例目	
15～20		1932～1942例目	
21			
22		1943例目	・知事記者会見（2月24日より各圏域の感染状況に応じた区分に変更）
23～24		1944～1947例目	
25			
26	国が4月末までの催物の開催制限等について事務連絡を発出		
27			
28			

### 本県における相談・検査状況

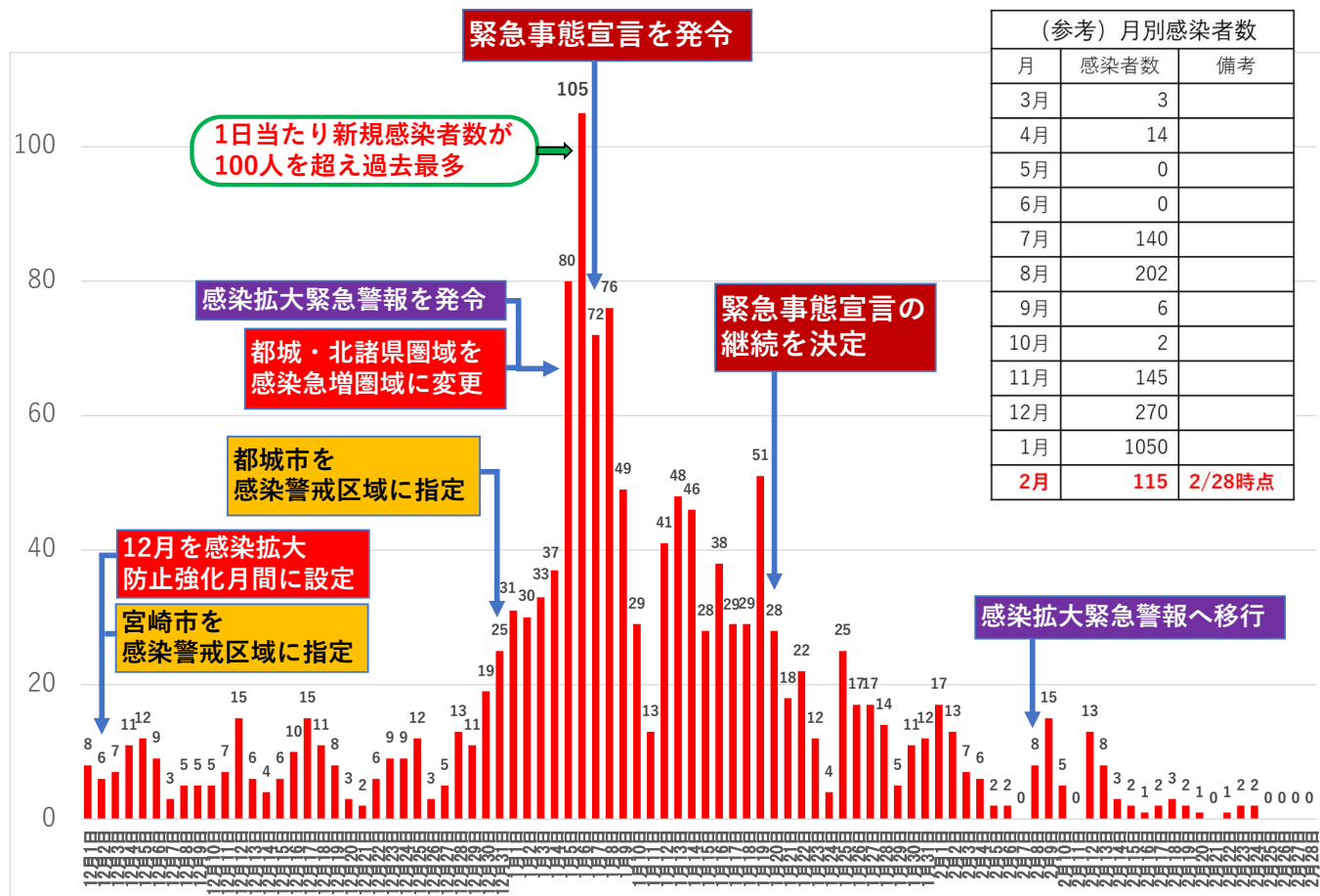
(単位：件)

相談件数	相談内容		検査件数	検査結果	
	一般相談	受診・相談センター		陽性件数	陰性件数
67,207	20,282	46,925	24,716	1,479	23,237

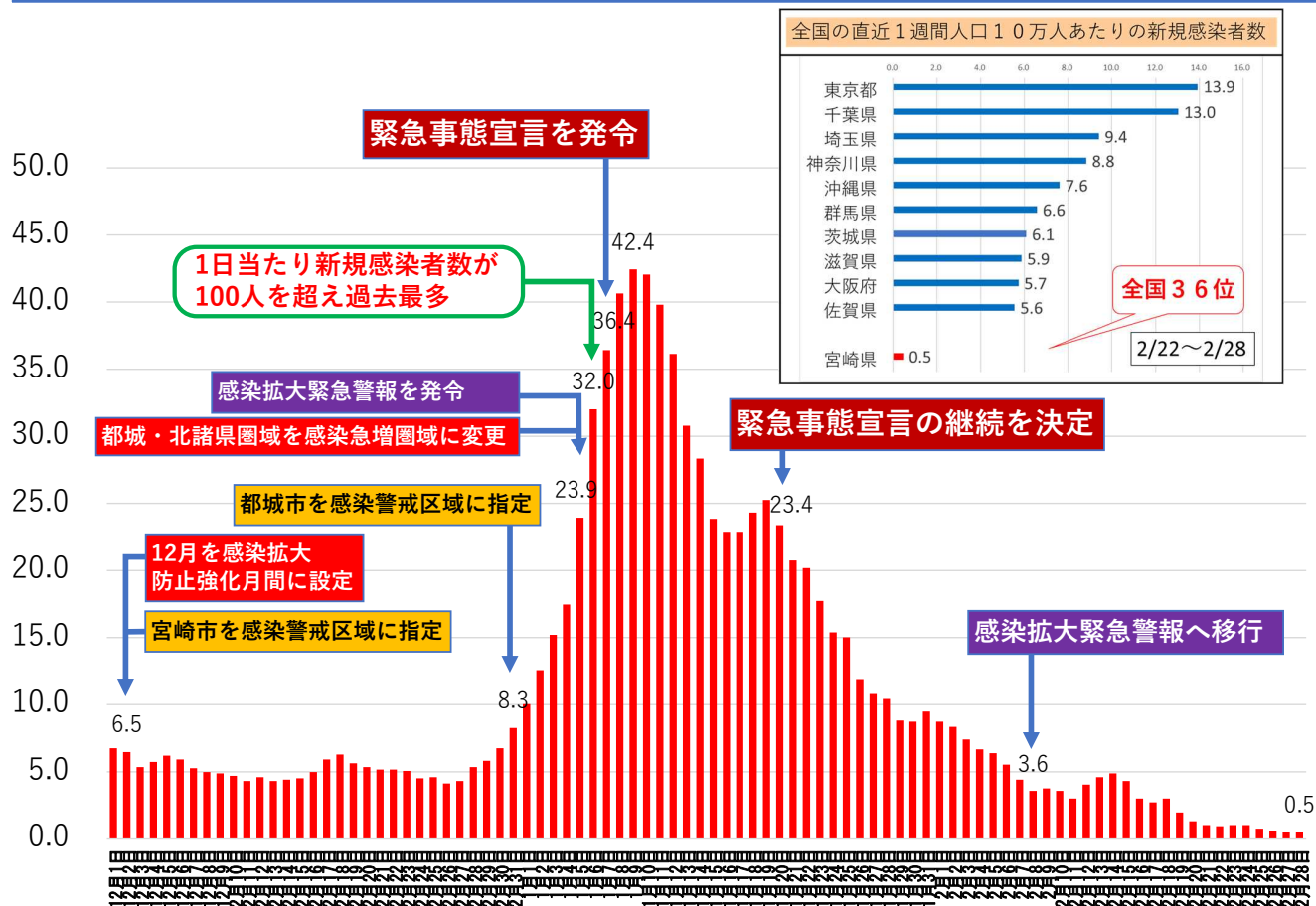
※令和2年2月5日～令和3年2月28日までの件数（宮崎市保健所分を含む）

※上記以外:保険適用検査陽性468件(令和2年2月5日～令和3年2月28日)

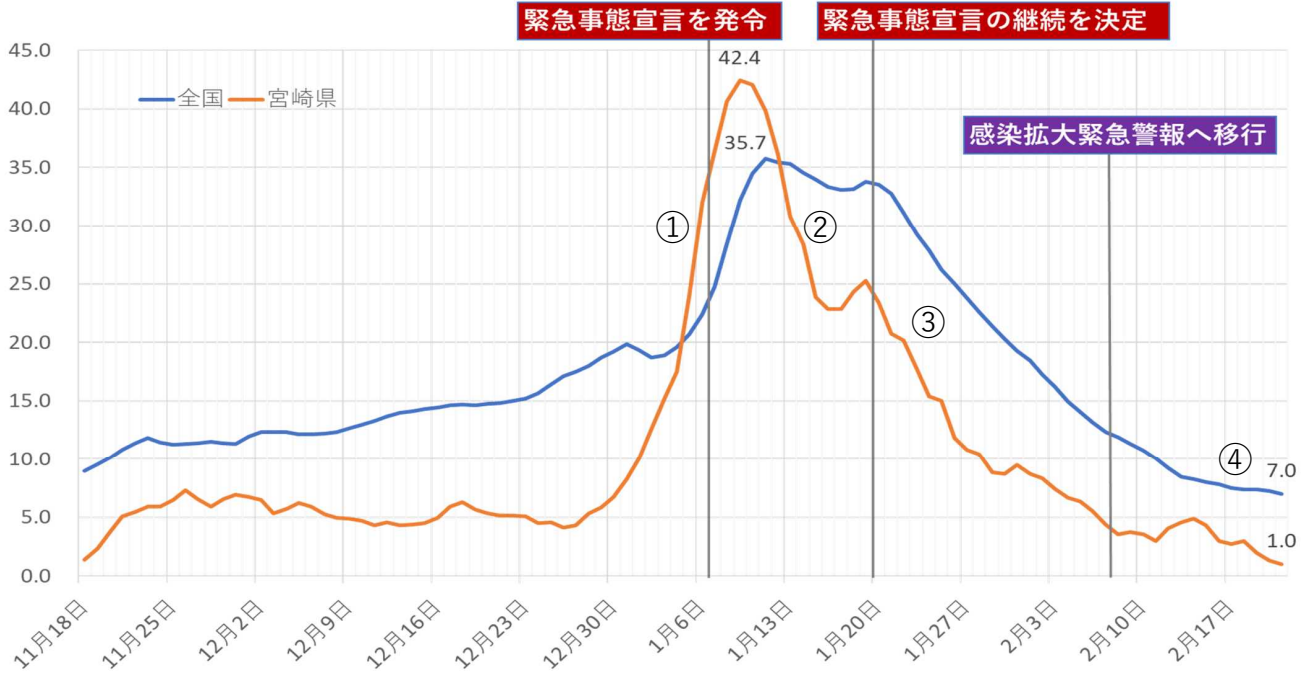
# 本県の感染者数（12月～）



# 本県の直近1週間の人口10万人あたりの新規感染者数



# 全国と本県の感染状況比較（直近1週間の人口10万人当たりの新規感染者数）



- ①全国に比して、本県では年末年始の帰省や会食等を通してより急速に拡大
- ②県独自の緊急事態宣言の迅速な発令（第3波では全国初）や、市町村・関係機関の連携をはじめ、県民の御協力などにより、全国に比して、感染が急速に沈静化
- ③その後、県内に残された感染の火種により、クラスターが発生し、沈静化が緩やかに
- ④全国も感染者の減少が鈍化しており、国の緊急事態宣言は継続中

## 新型コロナに関する宮崎県内状況の短期評価（直近2週間）

第12号（2/26）版

令和3年2月26日(2/12～18⇒2/19～2/25)

### 1 感染者数、感染経路等

直近1週間の新規感染者数は、前週から減少し、県内3圏域が、感染未確認圏域となっている。しかし、先週は確認されなかった感染経路不明な例が散見されている。

### 2 感染等の特徴

先週、宮崎市の高齢者施設でクラスターが確認されて以降、いくつかの孤発例はあるものの、積極的疫学調査により感染者を追えており、現時点で、県内の感染は沈静化しつつある。

### 3 感染者の状況等

先週は高齢者施設でのクラスターにより、重症化リスクの高い高齢者の感染が増えたが、今週は年齢層も30代から80代とバラツキがある。

### 4 医療提供体制等

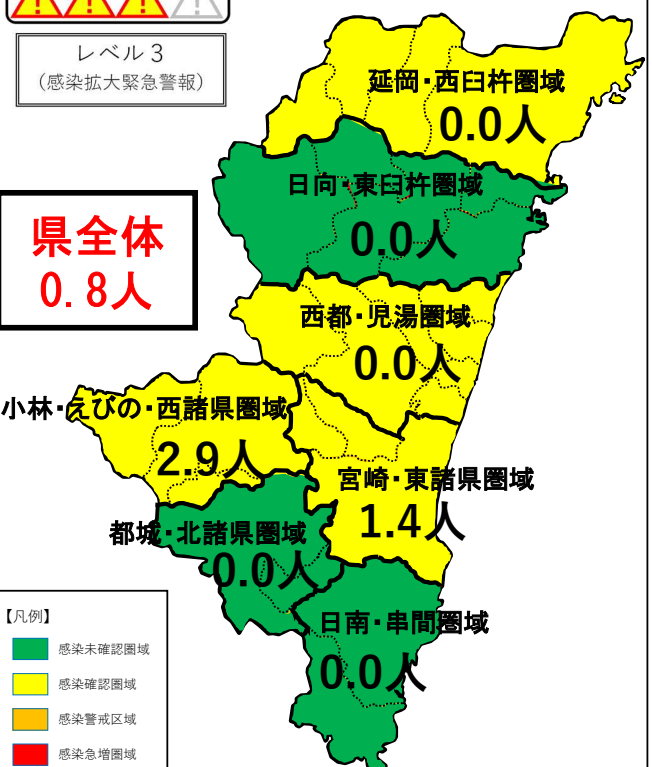
病床占有率は先週と同水準であったが、療養者数は先週から減少している。入院患者の多くは重症化リスクの高い高齢者となっており、重症者も今週になって新たに1名増えたため、医療提供体制への負荷の蓄積が懸念される。

※下線部は、先週から評価が変更した箇所

直近1週間の人口10万人当たり新規感染者数



レベル3  
(感染拡大緊急警報)



- 【凡例】
- 感染未確認圏域
  - 感染確認圏域
  - 感染警戒区域
  - 感染急増圏域

令和3年2月25日時点（1,947例目まで）

# 国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が示す指標における本県の状況

指標		1/7 (宣言発令)	1/20 (宣言延長)	2/8 (感染拡大緊急 警報へ移行)	2/21 (現在)	ステージ3 の目安	ステージ4 の目安
ステージ評価 (総合評価)		ステージ4	ステージ4 相当	ステージ2	ステージ2		
医療の負荷	①病床のひっ迫具合 病床全体	29.7%	39.4%	17.2%	6.9%	25%	50%
	うち重症者 用病床	6.1%	24.2%	9.1%	0.0%	25%	50%
	②療養者数 (人口10万人あたりの全療養者 数)	41.8人	34.5人	10.8人	3.9人	15人	25人
体制 監視	③PCR等陽性率	12.4% [12/31-1/6]	6.0% [1/7-1/13]	2.2% [1/28-2/3]	1.6% [2/11-2/17]	10%	10%
感染の 状況	④新規報告数 (直近1週間の人口10万人 あたりの感染者数)	36.4人	23.4人	3.6人	1.0人	15人	25人
	⑤直近1週間の感染者数と 先週1週間の感染者数の比較	300人 (直近388人) (先週88人)	-79人 (直近249人) (先週328人)	-55人 (直近38人) (先週93人)	-41人 (直近11人) (先週52人)	直近> 先週	直近> 先週
	⑥感染経路不明割合	11.2% [12/26-1/1]	24.8% [1/9-1/15]	5.9% [1/30-2/5]	0.0% [2/13-2/19]	50%	50%

ステージ1	感染散発段階	感染者が散発的に発生
ステージ2	感染漸増段階	感染者が徐々に増加 医療提供体制への負荷が蓄積
ステージ3	感染急増段階	感染者数が急増 医療提供体制に支障
ステージ4	感染爆発段階	爆発的な感染拡大が起き 医療提供体制が機能不全に

## 今後の対応

### 基本的考え方

県内の感染状況は沈静化しつつあり、全国の感染状況は減少傾向にあるものの、国の緊急事態宣言が継続していることや変異株が隣県でも確認されていることを踏まえ、総合的に判断

## 1 警報レベル

**レベル3 (感染拡大緊急警報) を継続**

(期間)

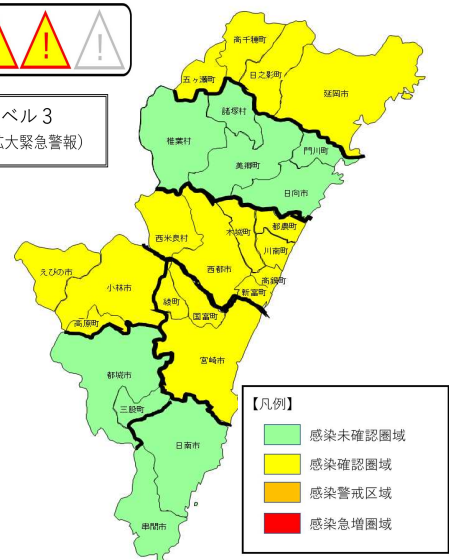
- ・ 3 / 7 (国の緊急事態宣言の期限) を目途

## 2 圏域毎の感染区分

**2月24日より、各圏域の感染状況に応じた区分に変更**



レベル3  
(感染拡大緊急警報)



【変更後のイメージ】



# 具体的な行動要請

	～2 / 23	2 / 24～
県外との往来	自粛	自粛
会食制限	4人以下2時間以内 (GoToEatは4人単位以下)	<b>大人数、長時間は やめて</b>
イベント	会食等の場面は制限して実施	<b>国基準（※）を準用</b>
高齢者施設、 障がい者施設	面会制限	<b>面会は、感染対策を徹 底の上、人数・時間を 最小限で</b>
高齢者、基礎疾 患がある方、高 齢者施設・障が い者施設・医療 機関従事者	会食は家族などいつも 一緒にいる身近な人に 限る	<b>会食は、大人数、 長時間はやめて</b>

※イベントに関する国基準の概要

○大声での歓声・声援等あり：収容率50%以内

○大声での歓声・声援等なし：収容率100%以内

などの制限を準用

## 高齢者施設で特に注意が必要なケース

これまでの**感染事例等から、高齢者施設では以下の点には特に注意**

### 事例1 体調が悪いのに無理して出勤

- 「休むと周りに迷惑をかける」との責任感から、体調が悪いのに無理して出勤したケース
- 休んでいれば、感染が広がらなかった可能性



- 管理者等が職員の出勤時に体調を確認
- 症状がある場合は出勤しない・させない

### 事例2 医療機関受診の遅れ

- 発熱等の症状があったのに医療機関を受診せず発生確認が遅れたケース
- すぐに受診していれば、早期に発見でき、早く対策が打てた可能性



- 些細な風邪症状でも積極的に医療機関を受診  
(医療機関も積極的に新型コロナの検査を実施)

### 事例3 休憩時にマスクをはずして会話

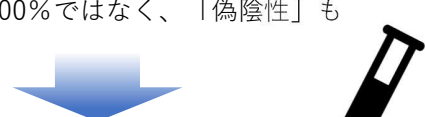
- 複数で休憩を同時にとり、休憩室や喫煙所、更衣室等でマスクをはずして会話したケース
- 気が緩む場面では特に注意



- 休憩時間をずらすか、休憩が重なる場合は車内で1人で休憩するなど空間を分ける

### 事例4 濃厚接触者がPCRで「偽陰性」

- 濃厚接触者がPCR検査で陰性だったため、勤務を継続し、数日後に陽性が判明したケース
- PCR検査は100%ではなく、「偽陰性」もありうる



- 濃厚接触者はPCR検査で陰性でも十分な経過観察期間を（保健所の指示に従う）

# 高齢者施設等職員への行動要請

項目	オレンジ区域・赤圏域 (2/23 (火) まで)	緑圏域・黄圏域 (2/24 (水) 以降)
基本的対策	マスク着用、手指衛生、1ケア1消毒、換気、共有部分の消毒などの徹底	
職員の出勤	症状（発熱、咳、咽頭痛など）がある職員は出勤しない・させない	
医療機関受診	些細な風邪症状でも医療機関を受診・検査	
無症状者の検査	無症状の職員を対象に 早期発見のための検査を検討	—
休憩室・更衣室	休憩室等を複数人で同時に利用しない	
面会	面会制限	感染対策徹底の上、 人数・時間は最小限で
会食	家族など いつも一緒にいる身近な人に限る	大人数・長時間は避けて

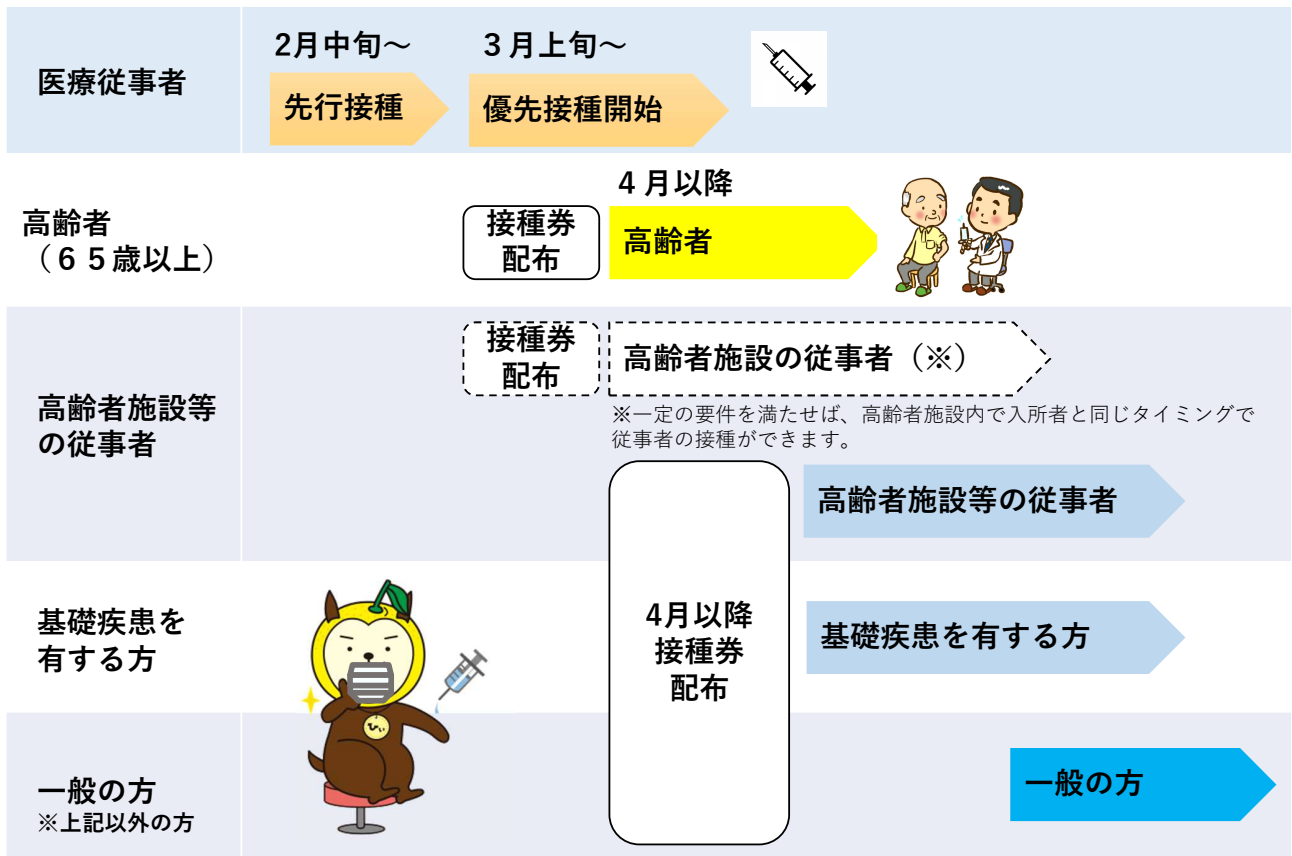
## 県民の皆様へお願い

- ① マスクを外さないで！マスクを外すときは会話はやめて！  
⇒ 特に職場での休憩や食事の時間等に注意をお願いします
- ② 新しい生活様式の実践を！  
⇒ 特に高齢者や基礎疾患がある方と接する場合は注意してください
- ③ 県外との往来は原則控えて！  
⇒ 仕事や受験のためなど、やむを得ない往来は自粛の対象外です  
(往来の際は感染対策を徹底いただき、会食等の場面では特に注意してください)  
⇒ 隣県が生活圏の場合、通勤・通学・通院や生活必需品の買い出し等による往来は構いません
- ④ ガイドライン遵守の徹底を！  
⇒ 各事業者の皆様は感染拡大防止のためのガイドラインを遵守してください
- ⑤ 会食は「みやざきモデル」で  
⇒ 大人数、長時間は控えてください
- ⑥ 発熱の有無に関わらず、少しでも体調に異変がある場合は、すぐに身近な医療機関の受診を  
⇒ 医療機関では、症状のある方は積極的に新型コロナの検査を行います

自分自身や大切な方のいのちを守るため

「うつらない」「うつさない」ための感染防止行動の徹底を！

## 2月中旬以降、順次ワクチン接種が開始されています



## 県庁HP内にワクチン接種に関するページを作成しました

宮崎県 新型コロナウイルス感染症対策特設サイト

更新日：2023年2月18日

新型コロナウイルスに関する情報

お知らせ  
2月XX日：「新型コロナウイルスに関する情報」を開設しました。

新型コロナウイルス接種について  
新型コロナウイルスに関するよくある質問

電話相談窓口  
その他

新型コロナウイルス接種について (令和3年2月XX日時点)

概要

県庁ホームページに上記バナーを表示するようにし、バナーをクリックするとページに移動します。

新型コロナウイルス接種が始まることから、県民に対し新型コロナウイルスに関する情報発信を行います。

- サイト内では、
- ・ **新型コロナウイルス接種について**
  - ・ **新型コロナウイルスに関するよくある質問**
  - ・ **電話相談窓口**
  - ・ **その他**
- 等の情報を随時公開していきます。



## 新型コロナワクチンの配分について

### 1 医療従事者用

#### (1) 国から配分 12箱 11,700回分

3月1日の週 6箱 (1箱=195バイアル=975回分)、5,850回分

3月8日の週 6箱 (1箱=195バイアル=975回分)、5,850回分

※本県への到着は5日又は6日の予定

3月22日、29日の週に2回目分のワクチンが配送される予定。

#### (2) 県からの配分

新型コロナ患者受入医療機関にワクチンを供給予定。

①3月1日の週の配分 16施設 (基本型接種施設5、連携型接種施設11)

②3月8日の週の配分 16施設 (基本型接種施設4、連携型接種施設12)

※①、②で重複して配分している施設がある。

接種対象者は、自施設の医療従事者 (計11,093人)

※当初の計画では、救急告示医療機関 (コロナ疑い患者受入医療機関) への配分も計画していたが、配布されるシリンジが1バイアル5回分使用のため、今回はコロナ患者受入医療機関のみに配分

#### (3) 接種開始時期

ワクチンの到着時間にもよるが、医療機関で早くて5日又は6日から開始されるところもある。

### 2 高齢者用 22箱 21,450回分~25,740回分

#### (1) 国からの配分

①4月5日の週に 2箱 (1箱=195バイアル=975回分~1,170回分)

②4月12日の週に10箱 (1箱=195バイアル=975回分~1,170回分)

③4月19日の週に10箱 (1箱=195バイアル=975回分~1,170回分)

④4月26日の週に全ての市町村に1箱ずつ配分される予定。

※配布されるシリンジの形状により、1バイアル5回分か6回分にわかる。

#### (2) 県からの配分

今回の配分は、ワクチン接種で使用するワクチン円滑化システム (V-SYS) を用いて、各種機能の動作確認をしていただくことが期待されており、本格的な接種に向けた試行的要素もあることから、まずは高齢者の多い、9市で試行的に接種し、同じ二次医療圏内の町村と情報共有していただく。

○具体的配分計画は別紙のとおり

## 市町村別高齢者数及び配分計画

人口は、令和2年10月1日現在

	高齢者 (65歳以上)	県内全体に占 める割合	配分計画	配分予定日
			箱	
宮崎市	111,469	32.3%	6	4月5日の週の2箱、4月19日の週の4箱
都城市	50,573	14.6%	3	4月12日の週の2箱、4月19日の週の1箱
延岡市	40,815	11.8%	3	4月12日の週の2箱、4月19日の週の1箱
日向市	19,535	5.7%	2	4月12日の週の1箱、4月19日の週の1箱
日南市	19,439	5.6%	2	4月12日の週の1箱、4月19日の週の1箱
小林市	16,215	4.7%	2	4月12日の週の1箱、4月19日の週の1箱
西都市	10,913	3.2%	2	4月12日の週の1箱、4月19日の週の1箱
えびの市	7,426	2.1%	1	4月12日の週の1箱
串間市	7,213	2.1%	1	4月12日の週の1箱
三股町	7,149	2.1%		4月26日以降
国富町	6,966	2.0%		4月26日以降
高鍋町	6,565	1.9%		4月26日以降
門川町	5,965	1.7%		4月26日以降
川南町	5,474	1.6%		4月26日以降
新富町	5,233	1.5%		4月26日以降
高千穂町	5,070	1.5%		4月26日以降
都農町	3,856	1.1%		4月26日以降
高原町	3,589	1.0%		4月26日以降
綾町	2,531	0.7%		4月26日以降
美郷町	2,441	0.7%		4月26日以降
木城町	1,803	0.5%		4月26日以降
日之影町	1,655	0.5%		4月26日以降
五ヶ瀬町	1,499	0.4%		4月26日以降
椎葉村	1,135	0.3%		4月26日以降
諸塚村	676	0.2%		4月26日以降
西米良村	426	0.1%		4月26日以降
宮崎県	345,631		22	

本県へのワクチン配送数(1回目、2回目接種分)

4月5日の週: 2箱(1箱=195バイアル、1回目、2回目分)

4月12日の週: 10箱

4月19日の週: 10箱

4月26日の週: 全市町村に1箱ずつワクチンを配送予定

## ワクチン接種に関する市町村の取組状況

項 目	取組状況
(1) 接種医療機関の確保	○想定する接種医療機関を確保できている 1 1 団体
(2) 集団接種会場の確保	○想定する接種会場が確保できている 2 1 団体
(3) 集団接種会場での接種従事者の確保（医師、看護師等）	○接種従事者が確保できている 9 団体 ○調整中 9 団体 ○ワクチン供給が未定のため目処が立っていない 5 団体 ○その他 3 団体
(4) 高齢者向け接種の接種会場の形態	○特設会場での集団的接種中心 1 1 団体 ○医療機関（病院等）での集団的接種中心 2 団体 ○医療機関（診療所等）での個別接種中心 3 団体 ○集団的接種と個別接種を複合 9 団体 ○調整中 1 団体
(5) 住民向け接種の予約方法（重複回答）	○日付・会場指定方式 1 3 団体 ○コールセンター等での電話予約 1 8 団体 ○ウェブサイト・アプリ等での予約 1 6 団体 ○個々の医療機関で予約 6 団体 ○調整中 4 団体

(1) ～(3)は令和3年2月末時点、(4) ～ (5) は令和3年2月22日時点

## 宮崎県・市町村災害時安心基金を活用した被災者生活再建支援制度の創設について

福祉保健課

## 1 制度創設の目的

被災者生活再建支援法（以下「支援法」という。）が適用されるような大規模災害が発生した場合、国の制度により、支援法適用の市町村においては被災世帯に最大300万円の支援金が支給されるが、同一災害で、同程度に被災しても、一つの市町村内で全壊10世帯以上の住家被害が発生するなど、一定の要件を満たさなければ、支援の対象にならないという課題がある。

そこで、国の支援が受けられない被災者を支援するため、本県独自の被災者生活再建支援制度を創設するもの。

## 2 制度の概要

## (1) 趣旨

自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、「宮崎県・市町村災害時安心基金」を原資とした被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資する。

## (2) 制度名

宮崎県・市町村被災者生活再建支援制度（仮称）

## (3) 制度の対象となる被災世帯

国の支援法が適用された自然災害により、支援法の適用以外の市町村において以下の住家被害が発生した被災世帯。

- ① 住宅が「全壊」した世帯
- ② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）
- ⑤ 住宅が半壊し、相当規模の補修を行わなければ居住することが困難な世帯（中規模半壊世帯）

## (4) 支援額

住家の被害程度に応じて支給する基礎支援金と住宅の再建方法に応じて支給する加算支援金の合計額 ※支援法適用の市町村と同様の支援

	基礎支援金	加算支援金		計
	(住宅の被害程度)	(住宅の再建方法)		
①全壊 (損害程度50%以上) ②解体 ③長期避難	100万円	建設・購入	200万円	300万円
		補修	100万円	200万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	150万円
④大規模半壊 (損害程度40%台)	50万円	建設・購入	200万円	250万円
		補修	100万円	150万円
		賃借（公営住宅を除く）	50万円	100万円
⑤中規模半壊 (損害程度30%台)	—	建設・購入	100万円	100万円
		補修	50万円	50万円
		賃借（公営住宅を除く）	25万円	25万円

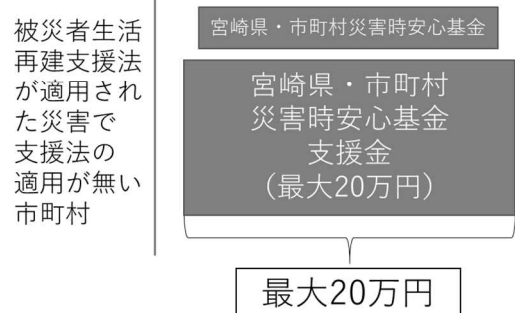
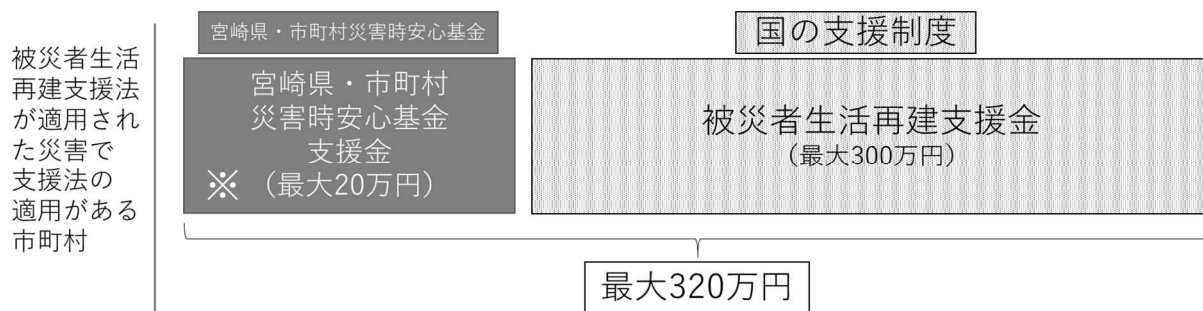
※ 世帯人数が一人の場合は、それぞれの3/4の額

## 3 制度創設時期

令和3年3月11日（木）

※ 令和2年度に発生した自然災害から適用

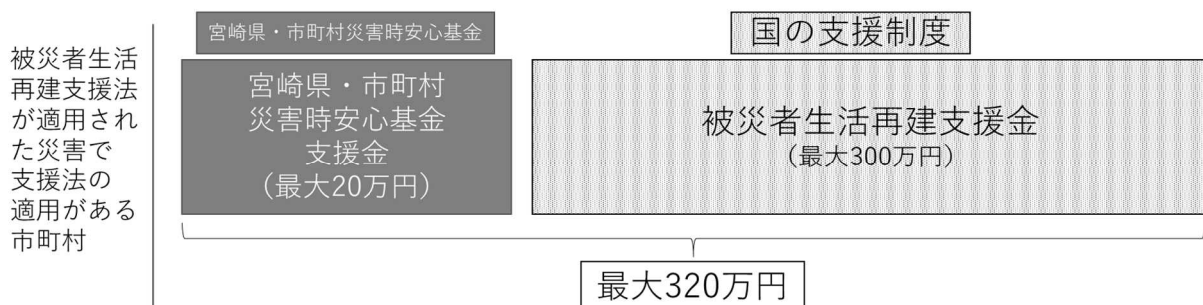
従 来



※ 被災者生活再建支援法の適用のない自然災害も支援



宮崎県・市町村被災者生活再建支援制度（仮称）創設後



【宮崎県・市町村災害時安心基金の概要】

- 基金造成額：6億円（県 1/2、市町村 1/2）
- 基金の設置場所：（公財）宮崎県市町村振興協会 ※H19設置